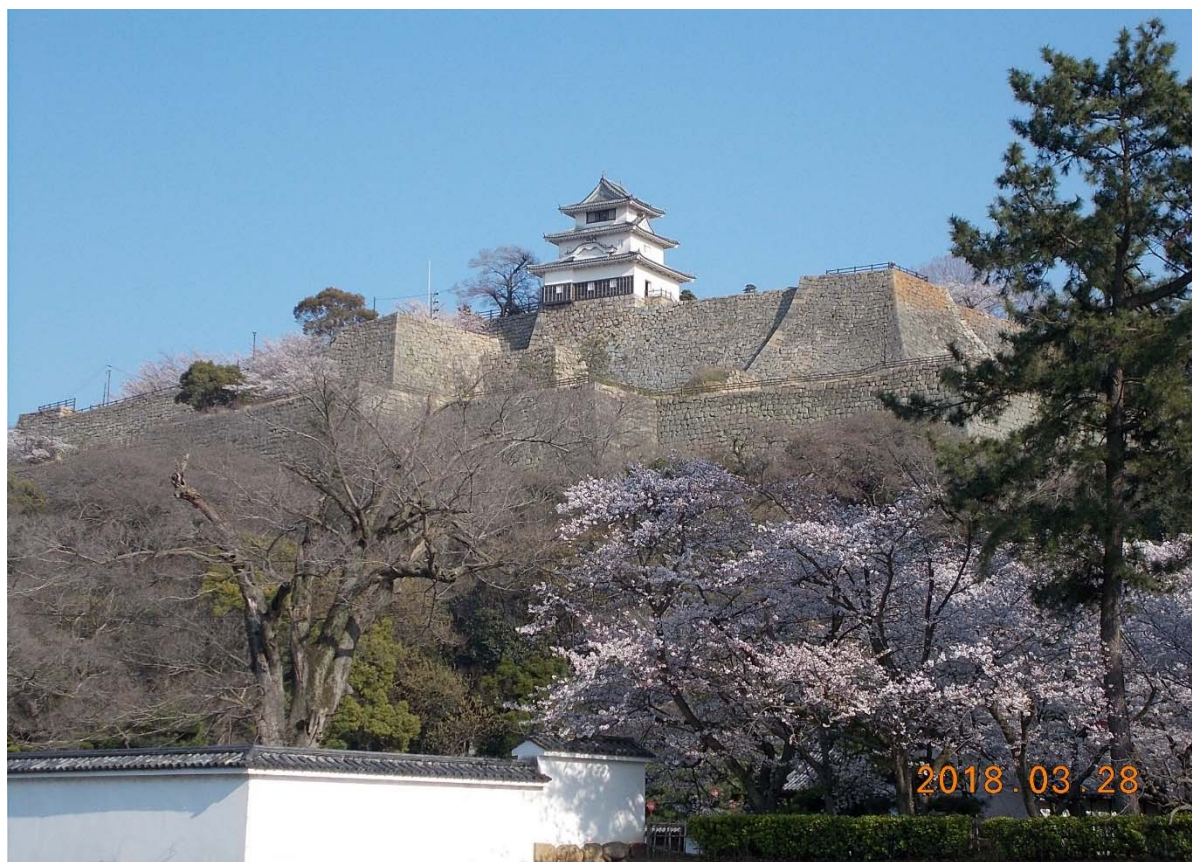


四国土地改良調査管理事務所だより

# しこくみち

Vol.20 2018.4



丸亀城（香川県丸亀市）

## 目次

INDEX

|       |                       |   |
|-------|-----------------------|---|
| ■巻頭言  | 平成29年土地改良法改正について      |   |
|       | 中国四国農政局 土地改良管理課長…………… | 1 |
| ■農政情報 | 土地改良法改正の概要について……………   | 2 |
| ■地域情報 | 土地改良区の紹介              |   |
|       | 吉野川北岸地区の宮川内調整池……………   | 4 |
| ■地域情報 | 「ディスカバー農産漁村の宝」選定地区紹介  |   |
|       | 河内谷土地改良区（徳島県三好市）…………… | 5 |
| ■地域情報 | 国営土地改良事業地区営農推進功労者紹介   |   |
|       | 農事組合法人吉田（愛媛県西条市）…………… | 6 |

農林水産省  
中国四国農政局

## 平成29年土地改良法改正について



土地改良管理課長  
山田 敬久

土地改良法は、戦前の耕地整理法や水利組合法等を礎とし、戦後の農地改革による自作農の創設等を踏まえ、昭和24年に制定されました。その後、社会経済情勢や農業、農村の変容など、時代の要請を踏まえ、数次の改正がなされています。

さて、平成29年5月に成立し、同年9月（注）に施行された改正土地改良法については、大きく二つの観点からの改正がなされました。

一つ目は、担い手への農地の利用集積を推進するための改正です。

担い手が農地を借り受けし易いよう、基盤整備が十分になされていない農地については、所有者又は耕作者が費用の一部を負担して基盤整備を実施することが望ましいのですが、実態上、所有者等はその用意は無いことから、基盤整備が滞り、引いては農地の利用集積が速やかに進まない可能性があります。このため、改正土地改良法では、県が事業主体となり、農家等の申請によること無く、同意徴集手続きを経ること無く、かつ、農家等の費用負担を伴うこと無く、速やかに基盤整備を実施することができるよう措置されました。

二つ目は、防災、減災対策の強化のための改正です。

ダムなど基幹的水利施設の約4割は、今後10年のうちに標準耐用年数を超過する見込みであること、また、近年、巨大地震が各地で発生していることから、施設の耐震化事業の迅速な実施が求められています。改正前の土地改良法では申請手続きや同意徴集に時間を要し、迅速な事業化が困難ともいえました。このため、改正土地改良法においては、国土強靱化基本法に基づく脆弱性の評価、つまり、耐震診断の結果、耐震化事業を行う緊急性が高いと判断された施設については、同意徴集手続き等を経ること無く、迅速な事業化を可能とする内容の改正がなされました。

そのほか、今回の改正土地改良法においては、土地改良事業の円滑な実施という観点から、土地改良施設の突発事故への迅速な対応、除塩事業の土地改良事業への位置付け、国又は県が行う土地改良事業における申請要件の見直し、土地改良施設の更新事業における手続きの簡素化、土地の共有者等の取扱いの見直しが措置されています。

なお、農地の利用集積等に伴い、土地改良区の組合員に土地持ち非農家が増加していること等を背景とした土地改良法の改正法案が現在、開会中の第196通常国会に提出されております。この内容等については、今後、土地改良区等への説明会や研修会の場を通じて説明させていただきたいと思っております。

（注：除塩事業の土地改良事業への位置付けについては、改正法が可決、公布された5月に施行されています。）

# 土地改良法改正の概要について

## 1 背景

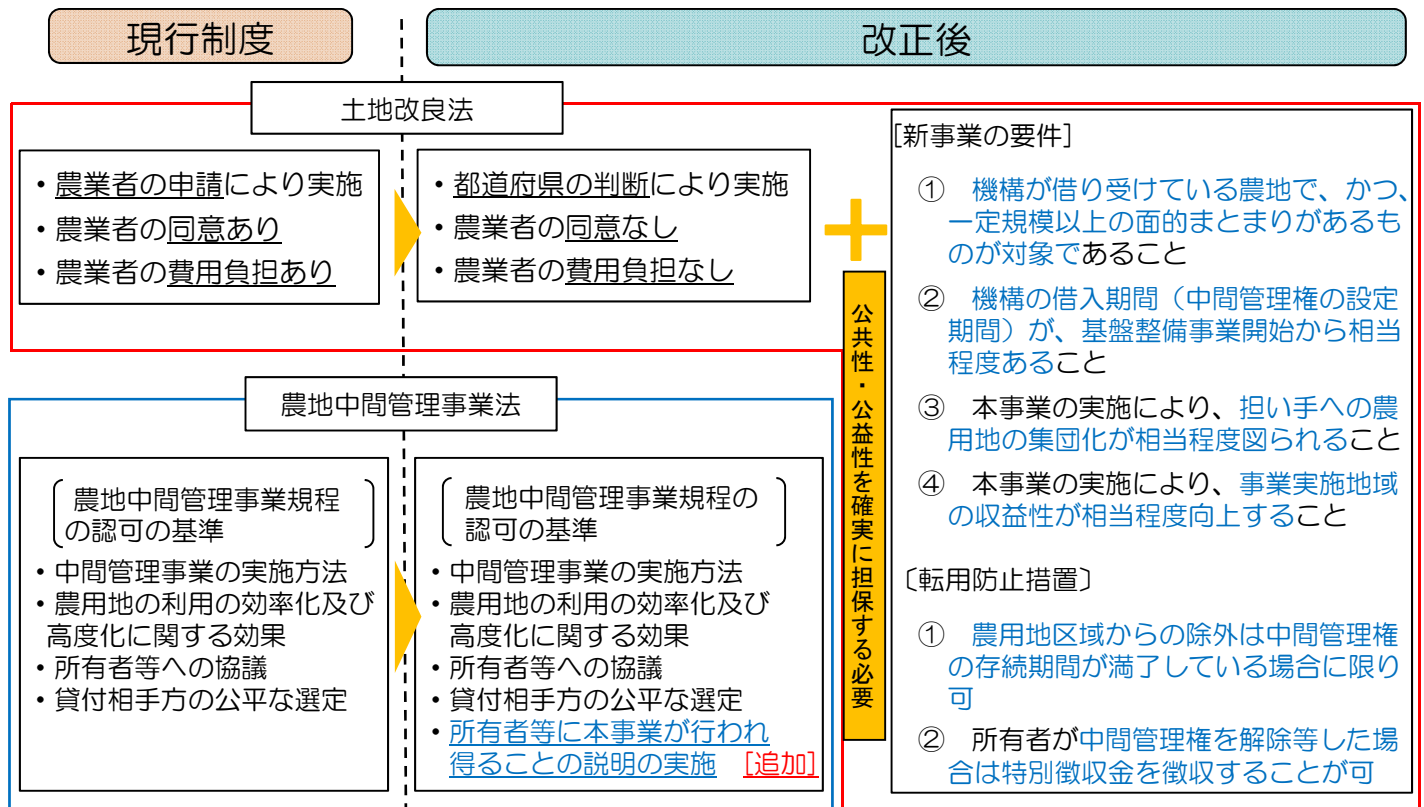
- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込みであるが、その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。  
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは、基盤整備が滞り、結果として担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。
  - 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている。土地改良施設の突発事故が年々増加している。
- 農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

## 2 法律の概要

### 農用地の利用の集積の促進に関する措置（土地改良法・農地中間管理事業法）

#### ① 農地中間管理機構と連携した新事業の創設

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度を創設する。  
(土地改良法第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2・農地中間管理事業法8条)





## 防災及び減災対策の強化に関する措置（土地改良法）

### ② ため池等の耐震化事業に係る新たな仕組みの創設

- **ため池の農業用排水施設の耐震化**について、**農業者からの申請によらず**、国又は地方公共団体が、原則として**農業者の費用負担や同意を求めず**に事業を実施できる制度を創設する。（土地改良法第87条の4）

現行制度

- ・農業者の申請により実施
- ・農業者の同意あり
- ・農業者の費用負担は実態上なし(※)  
※ガイドラインで農業者の費用負担をゼロと規定



改正後

- ・国又は地方公共団体の判断により実施
- ・農業者の同意は原則なし(※)
- ・農業者の費用負担は原則なし(※)  
※費用負担を求める場合には改めて同意が必要

### ③ 突発事故対応事業に係る新たな仕組みの創設

- **土地改良施設の突発事故への対応**について、**農業者からの申請によらず**、国又は地方公共団体が、**災害復旧事業と同一の手続**で事業を実施できるよう措置する。（土地改良法第2条、第49条及び第87条の5）

現行制度

- ・農業者申請により実施
- ・農業者の同意あり
- ・農業者の費用負担あり



改正後

- ・国又は地方公共団体の判断により実施
- ・農業者の同意は原則なし(※)
- ・農業者の費用負担は原則なし(※)  
※費用負担を求める場合には改めて同意が必要

### ④ 除塩事業の創設

- **除塩事業**を土地改良法上の**災害復旧事業**として位置付ける。（土地改良法第2条）

現行制度

- ・土地改良法に基づく災害復旧事業には位置付けられていない（特例法を制定して対応）。



改正後

- ・土地改良法に基づく災害復旧事業として新たに位置付け

## 事業実施手続の合理化に関する措置（土地改良法・水資源機構法）

### ⑤ 申請人数要件の廃止

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の**申請人数要件（15人以上）**を廃止する。（土地改良法第85条）

現行制度

- ・国・都道府県営事業の実施に当たり、事業参加資格者15人以上の申請が必要



改正後

- ・事業参加資格者の申請人数要件を廃止

### ⑥ 同意徴集手続きの簡素化の範囲の拡大

- 土地改良施設の更新事業のうち、**技術革新等に起因する機能向上を伴うもの**に係る**同意手続を簡素化（※）**する。（土地改良法第48条、第85条の3及び第87条の2・水資源機構法第13条）  
（※）事業参加資格者の3分の2以上の同意に代え、土地改良区の総(代)会の議決で事業の実施が可

現行制度

- ・同意徴集手続きの簡素化は、**施設更新事業のうち機能維持を図るもの**に限定



改正後

- ・技術革新等に起因する機能向上を伴う施設更新事業（省エネ型ポンプの導入、ゲート設備の自動化・遠隔操作化等）についても、**同意徴集手続きの簡素化の対象に追加**

### ⑦ 共有地に係る代表制の導入

- 土地に共有地がある場合等、**代表者一人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者等とみなす**。（土地改良法第133の2）

現行制度

- ・事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要（共有地の代表者は代表権限を有していない）。



改正後

- ・共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、事業に関する同意等を合わせて1票としてカウントする仕組みを導入。

## 土地改良区を紹介

### 吉野川北岸地区の宮川内調整池

宮川内（みやごうち）調整池は、国営吉野川北岸農業水利事業（S46～H元）により造成された幹線水路の阿波用水区間（上流側）と末端区間（下流側）の接続点に位置しています。

調整池の上流側は延長の長い開水路系であるため、チェックゲートの操作や分水量の変化による流況の変化は、下流側に向かって緩慢に伝わっていきます。

一方、下流側は管水路系であるため、分水量の変化が瞬時に上流側の呑口に伝わります。

このような、開水路系と管水路系の水理特性（流況操作の対応遅れ）による用水需給のギャップを調整するために、バッファ（調整）機能をもたせた宮川内調整池が設置されました。

事業完了後、調整池下流側の大幅な水需要の変動が発生し、調整容量の不足が明らかとなったため、国営造成土地改良施設整備事業（H13～H17）により、調整機能の拡充（調整池の拡張工事）を行いました。

この度、施設管理を行っている吉野川北岸土地改良区から、宮川内調整池の環境配慮施設の維持管理及び活用状況についてお伺いしてきました。

#### 〇管理面での課題

- ・ 法面保護工については、調整池整備時には土羽で整備していましたが、法面の斜度がきつく、除草が難しいため、地域の間伐材を利用した法面保護工に切り替えました。施設の維持管理面を考えると除草手間のないコンクリート法面が有難いです。
- ・ 施設周辺において除草すべき範囲が広く、また、ハーブ園においては植栽部分と他の草地との区別が困難で、除草作業に苦労しています。



間伐材を利用した法面保護工

#### 〇地域との連携

- ・ 吉野川高校や地元小学校を対象とし、農業用水について理解を深め、水の尊さを学ぶことを目的として、土地改良施設の見学会を実施しています。
- ・ 調整池周辺の遊歩道や環境配慮施設は、付近の幼稚園の児童やデイサービスセンターの利用者をはじめとする地域の方々にも親しまれています。



「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区

地域活性化の先進的な取組（徳島県三好市）

農山漁村では高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行する中、豊かな地域資源を活かし、多様な人材が活躍できる魅力ある農山漁村づくりを推進しています。今回、徳島県三好市で農山漁村の活力創造に向け、先進的な取組を行っている「河内谷（こうちだに）土地改良区」を紹介します。



河内谷土地改良区

河内谷土地改良区

～三村（さんそん）用水 ～未来へつなぐ命の水と物語～



三村用水隧道内部



小学校現地見学・学習活動

いまむかし



頭首工の清掃活動

取組経緯

- 三野平野の干ばつ被害解消のため、約200年前、農民自らの手により多くの犠牲と困難を経て、河内谷川から隧道により導水する三村用水を築造。
- 三村用水を地域の遺産・宝として後世に残すため、昭和50年頃から地元小学校での現地学習や土地改良区を中心とした地域ぐるみの保全活動を実施。

取組概要

- 地域の子供達（芝生小学校、王地小学校）を対象とした歴史継承、保全活動の実施（「三村用水物語」の現地見学、学習、用水路周辺の草刈り、清掃活動）。
- 三村用水物語パンフレット作成等による歴史継承、PRや三好長慶武行列祭りへの協力（沿道の水路清掃）、三村用水記念碑の整備等。

取組成果

- 三村用水の現地見学や清掃活動等へ、毎年約300名の地元小学生が参加することで、地域農業への関心を高めることに貢献。
- 地域住民と連携して三村用水の保全活動を実施することで、地域全体での保全意識が醸成。

## 国営事業地区で頑張っています

### — 平成29年度中国四国農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰 —

平成29年12月14日、中国四国農政局において、「平成29年度中国四国農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰式」が行われました。

本表彰は、国営土地改良事業地区において、生産技術や農業経営の面から創意・工夫を凝らして営農課題の解決を図り、他の受益者の模範となる営農の展開を行い、事業の推進に功績のあった方々を表彰するもので、昭和63年度から実施しており、今年度で30回目になります。



### 農事組合法人吉田（西条市）

経営面積 水田 48.9ha 普通畑 0.2ha  
 主要作物 水稲：9.3ha、はだか麦：44.0ha、大豆：32.8ha、さといも：1.0ha、  
 たまねぎ：1.8ha、ヒマワリ：0.8ha 等

#### 【事業概要】

事業名：国営かんがい排水事業 道前道後平野地区  
 （平成元年度～平成22年度、施設機能監視：平成23年度～平成25年度）  
 関係市町：愛媛県西条市、松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町、砥部町  
 受益面積：10,318ha



本事業により、農業用水が安定的に確保されたことで、吉田上生産組合を平成18年に設立し、H28年度に着工した緊急農地再編整備事業「道前平野地区」に合わせて、平成27年に法人化。地域の担い手として活動範囲を吉田地区全体に拡大し、農地集積による経営規模の拡大、雇用確保、経理の透明性確保とともに、農地の遊休化抑制や荒廃農地解消も図られ、地域農業の維持・発展に貢献している。また、西条市内の大規模法人では、いち早く生産組合から法人化したモデル経営として、県内だけでなく、他県からの視察研修も積極的に受け入れている。

なお、単位面積当たりの収益性の向上や女性・高齢者の活躍の点から、通年での農作業確保としてさといも等を導入している。また、栽培技術の習得等のため、全構成員が積極的にJAや県の指導を受け、栽培技術の高度化を図ることで安定的な収量確保や良質な作物生産に繋がり、徐々に生産規模を拡大している。さらに、農作業機械の大型化だけでなく、大豆播種機の独自改良などによる燃料費の低減や労働時間の縮減のほか、各責任者が機械利用計画を作成し、稼働ロスの少ない機械運営や総動員による短期集中的な適期作業を行い、生産コスト低減や円滑な作業体系の確立を進めている。

緊急農地再編整備事業で整備予定のほ場や耕作道により、安全で住みやすい集落づくりやハウス導入が可能になるため、地元関係機関とともに、国営事業のPR活動や若い担い手確保に努めている。また、地元組織と一緒に「周布（シュウ）地区環境保全会」を平成19年に設立し、ほ場管理や小学校等の通学路を中心にヒマワリを栽培するなど、ボランティアによる景観形成活動を実施している。さらに、小学生や父兄参加の農作業体験等を通じて、幅広い世代の非農家と地域間交流を行い、集落からの信頼を得ている。



視察研修受入の様子



さといもの調整作業



たまねぎの栽培ほ場（防除）



大豆の収穫作業



表紙紹介

## 丸亀城（香川県丸亀市）

築城400年を誇る丸亀のシンボル「丸亀城」は、全国に現存する『木造天守十二城』の一つです。内堀から天守にかけて積み重ねられた石垣は、“扇の勾配”と呼ばれる特徴的で見事な曲線となっており、白亜の三層三階の木造天守は国指定重要文化財に指定されています。



丸亀城



市内からは、まるで西洋の要塞のような総石垣の「丸亀城」がそびえているのがよく見えます。その石垣の高さは「日本一」を誇り、逆に天守は「日本一」小さく、その不釣り合いが丸亀城の美しさをより際立たせます。さらに、「日本一」深い井戸（約65m）もあり”3つの日本一”を誇っています。

### 編集・発行

#### 農林水産省 中国四国農政局

##### ■ 四国土地改良調査管理事務所（庶務課、企画課、調査課）

〒762-0086 香川県丸亀市飯山町真時677-1

TEL:0877-56-8260 FAX:0877-56-8266

##### ■ 南予用水支所

##### ■ 松山分室（保全計画課：道前道後用水地区担当）

〒791-8058 愛媛県松山市海岸通2426-5 松山港湾合同庁舎2F

TEL:089-989-7727 FAX:089-989-7884

##### ■ 坂出分室（保全整備課：吉野川北岸二期地区担当）

〒762-0001 香川県坂出市京町2丁目6番27号 坂出合同庁舎3F

TEL:0877-35-9912 FAX:0877-35-9918

##### ■ 南国分室（計画課：高知南国地区担当）

〒782-0033 高知県香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号

土佐山田地方合同庁舎3F TEL:0887-52-8300 FAX:0887-52-8302

ウェブサイトアドレス: <http://www.maff.go.jp/chushi/kj/yontyou/index.html>



四国土地改良調査管理事務所庁舎



事務所の位置図